

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年11月11日

寒川町長 木村 俊雄

1. 都市計画の種類及び名称

茅ヶ崎都市計画区域区分

2. 都市計画を定める土地の区域

（1）市街化区域に追加する部分

茅ヶ崎市菱沼海岸、白浜町及び甘沼字中村並びに高座郡寒川町宮山地内

（2）市街化調整区域に追加する部分

茅ヶ崎市東海岸南六丁目、菱沼海岸、白浜町及び中海岸三丁目並びに高座郡寒川町宮山地内

3. 縦覧場所

寒川町都市建設部都市計画課